



宮 崎 県 公 報

平成23年3月7日(月曜日) 第 2265 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

- 平成23年度における特定調達契約に係る競争入札参加資格……………(総務事務センター) 1
- 危険物取扱者試験及び消防設備士試験の実施に関する事務を取り扱う事務所の所在地の変更について……………(消防保安課) 2
- 災害救助法による救助の実施(2件)……………(福祉保健課) 2
- 救急病院の認定(2件)……………(医療業務課) 2
- 救急診療所の辞退……………(“ ”) 3

- 電線共同溝を整備すべき道路の指定……………(道路保全課) 3
- 公 告
- 特定非営利活動法人の定款の変更認証の申請…(延・鑑・敷・鑑) 4
- 土地改良区の役員の住所変更の届出……………(農村整備課) 4
- 教 育 長 訓 令
- 宮崎県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令…………… 4
- 公 安 委 員 会 規 則
- 宮崎県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則…………… 4
- 公 安 委 員 会 公 告
- 警備員等の検定の実施について…………… 6

告 示

宮崎県告示第 154号

平成23年度において、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年宮崎県規則第69号)第2条第5号に規定する特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格を次のとおり告示する。

平成23年3月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類
別表に掲げる種目のとおり
- 2 競争入札の参加者の資格
物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱(昭和46年宮崎県告示第93号。以下「要綱」という。)に基づく知事の入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。
- 3 入札参加資格審査の申請の方法及び時期等
 - (1) 申請の方法
要綱第3条第1項に規定する競争入札参加資格申請書(以下「申請書」という。)及びその申請書に添付する書類(要綱第3条第2項に規定する添付書類をいう。以下同じ。)は持参又は送付(郵便にあっては、書留に限る。)により提出すること。
なお、申請書類(申請書及びその申請書に添付する書類をいう。以下同じ。)を提出する際は、参加希望の入札案件名を申し出ること。
 - (2) 申請書類の受付期間
申請書類は、随時(土曜日、日曜日及び祝日を除き、午前8時30分から午後5時まで)受け付けるが、入札参加資格審査が競争入札に間に合わないことがある。
 - (3) 申請書類の配布及び提出場所並びに申請についての問い合わせ先

宮崎県総務部総務事務センター物品担当 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7208

なお、申請書類は、県庁ホームページの「申請書ダウンロード」の画面からダウンロード可能。

- (4) 申請書類の作成に用いる言語及び通貨
申請書の作成に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

なお、申請書に添付する書類のうち外国語で記載したものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

- 4 資格審査結果の通知
資格審査の結果は、郵便により通知する。
- 5 資格の有効期間及び更新手続
 - (1) 有効期間
資格を取得した日から平成23年9月30日までとする。
 - (2) 有効期間の更新手続
有効期間の更新を希望する者は、平成23年7月1日から平成23年7月31日までに(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)有効期間更新の申請を行うこと。
- 6 その他
要綱に基づき資格を有している者(この告示の公表の際現に資格の申請を行っている者を含む。)は、同じ種目の資格を要件とする競争入札については、この告示による申請の必要はない。

業 種	営 業 種 目	種 目
物品に関する業種	文具・事務機類	紙・文具
		事務機器
		O A 機器
		視聴覚教材機器
		印章
一般機械器具類		家電製品
		電気機器
		通信機器

		厨房機器	る業種	その他	
		防災保安機器		広告・宣伝	広告代理
		工作機器			催事企画展示
		その他			デザイン制作
	医療・理化学機器類	医療機器	電算業務	電算処理 (システム開発を含む。)	
		理化学機器		データエントリー	
		計測機器		その他	
		介護福祉機器			
	農林水産・土木機器類	農林水産業機器	その他	クリーニング	
		建設土木機器		運送	
	材料類	土建用資材		廃棄物処理	
		標識		調査・研究・検査	
		塗料		その他	
		諸材			
	車両・船舶・航空機類	車両販売・整備			
		船舶販売・整備			
		航空機販売・整備			
		バイク・自転車			
	印刷類	平版活版			
		軽印刷			
		カラー印刷			
		フォーム印刷			
		特殊印刷			
		青写真			
		航空写真・マイクロ写真			
薬品類	医薬品				
	農業薬品				
	化学工業薬品				
燃料類	石油製品				
	高圧ガス				
家具・木工類	家具・木工				
	室内装飾・畳				
寝具・被服類	寝具				
	被服・装備品				
	消防・警察用品				
	靴・鞆				
百貨・日用品類	百貨				
	記念品・美術品				
	写真・カメラ				
	時計・貴金属				
	ガラス・陶器				
	楽器				
	スポーツ用品				
	金物・荒物・雑貨				
	食品				
看板・旗類	看板				
	旗・染物				
その他	シート・テント				
	肥飼料・種苗				
	書籍				
	古物買受				
	その他				
サービス (役務の提供) に関する	賃貸業務	電算機器			
		事務機器			

宮崎県告示第 155号

消防法 (昭和23年法律第 186号) 第13条の 5 第 1 項及び第17条の 9 第 1 項の規定により委任した危険物取扱者試験及び消防設備士試験の実施に関する事務を取り扱う事務所の所在地について、次のとおり変更の届出があった。

平成23年 3 月 7 日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 1 事務所の名称
財団法人消防試験研究センター 宮崎県支部
- 2 変更前の事務所の所在地
宮崎県宮崎市宮田町 1 番11号
- 3 変更後の事務所の所在地
宮崎県宮崎市橘通東 2 丁目 7 番18号
- 4 事務所の所在地を変更する日
平成23年 3 月 7 日
- 5 変更の理由
支部で事務所の所在地を変更する必要が生じたため

宮崎県告示第 156号

平成23年 1 月26日発生の新燃岳の火山活動に関し、平成23年 1 月30日から高原町の区域において災害救助法 (昭和22年法律第 118号) による救助を実施することとした。

平成23年 3 月 7 日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

宮崎県告示第 157号

平成23年 1 月26日発生の新燃岳の火山活動に関し、平成23年 2 月10日から都城市の区域において災害救助法 (昭和22年法律第 118号) による救助を実施することとした。

平成23年 3 月 7 日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

宮崎県告示第 158号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令 (昭和39年厚生省令第 8 号) 第 1 条第 1 項に規定する救急病院と認定した。

平成23年 3 月 7 日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
小牧病院	都城市立野町 5 - 5 - 1

2 救急病院の認定の有効期間

平成23年1月16日から平成26年1月15日まで

宮崎県告示第 159号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院と認定した。

平成23年3月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
社会保険宮崎江南病院	宮崎市大坪西1丁目2番1号
医療法人財団志清会阿波岐ヶ原病院	宮崎市阿波岐原前浜4276番地 706
宮崎市郡医師会病院	宮崎市新別府町船戸 738番地 1
医療法人社団仁和会竹内病院	宮崎市霧島2丁目 260番地
県立宮崎病院	宮崎市北高松町 5 番30号
日南市立中部病院	日南市大堂津 5 丁目10番 1 号
独立行政法人国立病院機構都城病院	都城市祝吉町5033番地 1
社団法人八日会藤元早鈴病院	都城市早鈴町17街区 1 号
宗正病院	都城市八幡町15街区 3 号
都城市郡医師会病院	都城市大岩田町5822番地 3
えびの市立病院	えびの市大字原田3223番地
国民健康保険高原病院	高原町大字西麓 871番地
西都医師会病院	西都市大字妻1537番地
医療法人隆徳会鶴田病院	西都市御舟町 1 丁目78番地
都農町国民健康保険病院	児湯郡都農町大字川北5202番地
千代田病院	日向市鶴町 2 丁目 9 番20号

社会福祉法人恩賜財団宮崎県済生会日向病院	東臼杵郡門川町南町 4 丁目 128番地
諸塚村国民健康保険病院	東臼杵郡諸塚村大字家代2661番地
椎葉村国民健康保険病院	東臼杵郡椎葉村大字下福良1747番地 5
県立延岡病院	延岡市新小路 2 丁目 1 番10号
医療法人伸和会共立病院	延岡市中川原町 3 丁目42番地
高千穂町国民健康保険病院	西臼杵郡高千穂町大字三田井 435番地 1
五ヶ瀬町国民健康保険病院	西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所2109番地 1

2 救急病院の認定の有効期間

平成23年2月1日から平成26年1月31日まで

宮崎県告示第 160号

次の医療機関は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急診療所を辞退した。

平成23年3月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名称及び所在地

名 称	所 在 地
延岡市国民健康保険北浦診療所	延岡市北浦町古江2492- 1

宮崎県告示第 161号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定する。

平成23年3月7日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間
	国道	国道 2 18号	延岡市北小路 9 番 4 地先から同市祇園町一丁目 3 番 8 地先まで
	国道	国道 2 22号	日南市春日町 1 番 5 地先から同市岩崎二丁目11番地先まで
	国道	国道 2	都城市平江町22号17番 2 地先から同市

祉及び保健の増進に寄与することを目的とする。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった。

平成23年3月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

Table with 5 columns: 申請年月日, 名称, 代表者の氏名, 主たる事務所の所在地, 定款に記載された目的. Content includes details for '特定非営利活動法人ハッピーデイズ'.

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、岩戸土地改良区（高千穂町）の役員の住所変更について次のとおり届出があった。

平成23年3月7日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 変更前

Table with 3 columns: 役名, 氏名, 住所. Content: 副理事長 稲葉和幸 高千穂町大字岩戸6328番地

2 変更後

Table with 3 columns: 役名, 氏名, 住所. Content: 副理事長 稲葉和幸 高千穂町大字岩戸6237番地3

教育長訓令

宮崎県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成23年3月7日

宮崎県教育委員会教育長 渡辺義人

宮崎県教育委員会教育長訓令第2号

本 庁
各出先機関
各教育機関

宮崎県教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令

宮崎県教職員住宅管理規程（平成10年宮崎県教育委員会教育長訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table comparing '改正前' (Before Amendment) and '改正後' (After Amendment) for '別表（第3条関係）'. It lists names, addresses, and managers of staff housing, with specific changes underlined in the 'After' column.

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

公安委員会規則

宮崎県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月7日

宮崎県公安委員会委員長 佐藤 勇 夫

宮崎県公安委員会規則第2号

宮崎県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

宮崎県警察の組織に関する規則（昭和56年宮崎県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(刑事部の分課)</p> <p>第14条 刑事部に次の4課及び科学捜査研究所を置く。</p> <p>捜査第一課 [略]</p> <p>(捜査第一課)</p> <p>第15条 捜査第一課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) <u>犯罪捜査一般（他の課の所管に属するものを除く。）に関すること。</u></p> <p>(2) <u>刑事警察運営に関する企画及び調査に関すること。</u></p> <p>(3) <u>刑事関係の法令及び実務の研究指導に関すること。</u></p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) <u>犯罪手口（ぞう品、被疑者写真票、指名手配の対照に関するものを除く。）に関すること。</u></p> <p>(6) <u>手配、共助に関すること。</u></p> <p>(7) <u>涉外犯の捜査に関すること。</u></p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) <u>国際捜査共助に関すること。</u></p> <p>(10) <u>犯罪統計に関すること。</u></p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) <u>部内各課の連絡調整に関すること。</u></p> <p>(13) [略]</p> <p>2 捜査第一課に刑事企画指導室及び検視官室を置く。</p> <p>3 <u>刑事企画指導室においては、刑事警察運営の企画、刑事関係法令等の研究、涉外及び共助、犯罪統計、公判対応、刑事指導、刑事教養並びに刑事研修に関する事務をつかさどる。</u></p> <p>4 <u>刑事企画指導室に刑事企画指導室長を置き、警視又は警部をもって充てる。</u></p> <p>5 <u>刑事企画指導室長は、上司の命を受け、刑事企画指導室の事務を掌理する。</u></p> <p>6～8 [略]</p>	<p>(刑事部の分課)</p> <p>第14条 刑事部に次の5課及び科学捜査研究所を置く。</p> <p>刑事企画課 捜査第一課 [略] <u>(刑事企画課)</u></p> <p>第14条の2 <u>刑事企画課においては、次の事務をつかさどる。</u></p> <p>(1) <u>刑事警察運営に関する企画及び調査に関すること。</u></p> <p>(2) <u>刑事法令一般の調査及び研究に関すること。</u></p> <p>(3) <u>刑事警察の指導、教養及び研修に関すること。</u></p> <p>(4) <u>公判対応に関すること。</u></p> <p>(5) <u>手配、共助（国際捜査共助を除く。）及び涉外に関すること。</u></p> <p>(6) <u>犯罪統計に関すること。</u></p> <p>(7) <u>部内各課の連絡調整に関すること。</u></p> <p>(8) <u>前各号に掲げるもののほか、本部長及び刑事部長の命ずる事務に関すること。</u></p> <p>(捜査第一課)</p> <p>第15条 捜査第一課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) <u>殺人、強盗その他の凶悪犯の捜査に関すること。</u></p> <p>(2) <u>暴行、傷害その他の粗暴犯の捜査に関すること。</u></p> <p>(3) <u>窃盗犯の捜査に関すること。</u></p> <p>(4) <u>人質犯罪及び誘拐犯罪の捜査に関すること。</u></p> <p>(5) <u>過失犯の捜査に関すること（交通事件及び交通事故に係る犯罪の捜査に関するものを除く。）。</u></p> <p>(6) <u>他の課の所管に属しない犯罪の捜査に関すること。</u></p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) 犯罪手口に関すること。</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>2 捜査第一課に検視官室を置く。</p> <p>3～5 [略]</p>

<p>(組織犯罪対策課) 第16条の2 組織犯罪対策課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(9) [略]</p> <p>(10) [略] 2～5 [略]</p> <p>(鑑識課) 第17条 鑑識課においては、次の事務をつかさどる。 (1) 犯罪鑑識(犯罪手口のうち捜査第一課の所管に属するものを除く。)に関する事。 (2)～(4) [略]</p>	<p>(組織犯罪対策課) 第16条の2 組織犯罪対策課においては、次の事務をつかさどる。 (1)～(9) [略]</p> <p>(10) 国際捜査共助に関する事。 (11) [略] 2～5 [略]</p> <p>(鑑識課) 第17条 鑑識課においては、次の事務をつかさどる。 (1) 犯罪鑑識に関する事。 (2)～(4) [略]</p>
---	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第2号

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条に規定する、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、次のとおり実施する。

平成23年3月7日

宮崎県公安委員会委員長 佐藤 勇 夫

1 検定の種別、級及び検定実施日時

種 別	級	実 施 日 時
雑踏警備	2級	平成23年6月8日(水)午前9時30分から午後5時ころまで

※ 当日の受付は、午前9時から午前9時30分までの間に済ませること。

2 実施場所

宮崎市清武町今泉丙2559番地1
宮崎県建設技術センター

3 定員

15人(受付先着順とする。)

4 受検資格

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員

5 検定申請手続

(1) 受付期間

平成23年4月22日(金)から5月6日(金)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(2) 検定申請書等提出先

受検者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署(郵送による提出は認めない。)

(3) 提出書類

- ア 検定申請書 1通
- イ 住所を疎明する書面(宮崎県内に住所を有する者に限る。)
- ウ 当該営業所に属していることを疎明する書面(宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。)
- エ 写真2枚(申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身

像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)
オ 代理人が提出する場合は、申請者の委任状

6 手数料

検定申請書を提出する際、13,000円相当額の宮崎県証紙により納付すること。

納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合にも返還しない。

7 検定の方法等

学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。

また、実技試験においても、試験途中に合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の実技試験は行わない。

(1) 学科試験の内容

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関する事。

ウ 雑踏の整理に関する事。

エ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事。

(2) 実技試験の内容

ア 雑踏の整理に関する事。

イ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関する事。

8 その他

(1) 受検票は、当日検定会場で交付する。

(2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴を持参すること。
雨天時は雨合羽も持参すること。

(3) この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定に関する目的以外には使用しない。

(4) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係(電話代表0985-31-0110)に行うこと。